

御殿場市立図書館等基本計画及び基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、御殿場市プロポーザル実施要綱（令和3年御殿場市告示第247号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、御殿場市が計画している御殿場市立図書館等の建設工事に係る基本計画及び基本・実施設計業務委託を発注するため、柔軟な発想力及び設計能力を有する受注者を選定することを目的として、公募型プロポーザルを実施することに関し必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

御殿場市立図書館等基本計画及び基本・実施設計業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

「御殿場市立図書館等基本計画及び基本・実施設計業務委託特記仕様書」に記載のとおり。

(3) 業務の履行期間

契約の次の日から令和5年6月30日まで

(4) 業務委託契約限度額（委託料上限額）

152,000千円（消費税、地方消費税及び許認可手数料等を含む。）

(5) 発注者及び事務局

ア 発注者 御殿場市
イ 事務局 御殿場市教育委員会社会教育課図書館 担当：青山、杉山

〒412-0042

静岡県御殿場市萩原 580 番地の 2

電話番号：0550-82-0391

F A X：0550-82-0382

M A I L：toshokan@city.gotemba.lg.jp

御殿場市 HP：http://www.city.gotemba.lg.jp/kyouiku/d-4/d-4-3/343.html

3 計画の概要

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 建物用途 | 図書館 |
| (2) 敷地面積 | 約 21,000 m ² |
| (3) 想定規模 | 延床面積 約 3,800 m ² |
| (4) 予定建設工期 | 令和8年度 開館予定 |
| (5) 整備方針 | 「御殿場市立図書館等整備基本構想」のとおり |

4 本プロポーザルの概要

本プロポーザルの選考については、代表企業枠と市内企業枠を設け、設計共同企業体（以下、「設計JV」という。）の結成を条件とし、次の方法により実施する。

- (1) 代表企業枠参加表明者に対し、御殿場市立図書館等基本計画及び基本・実施設計業務委託に係る御殿場市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び事務局にて第一次審査を行い、要綱第8条第2項に掲げる提案資格者を選定し、提案書の提出を要請する。提出された提案書について、審査委員会及び事務局により第二次審査を行い、最優秀者等を選定する。
- (2) 市内企業枠登録希望者に対し、事務局にて登録資格及び登録条件等を満たしているか確認を行った上で、市内企業枠候補者として登録する。
- (3) 最優秀者を選定された代表企業枠の提案資格者は、自らの判断により事務局で登録されている市内企業枠候補者の中から1者以上を選定し、設計JVを結成するものとする。また、市内企業枠により選定された構成員の出資比率は、10%以上（2者以上を選定した場合は、1者あたり5%以上）とする。

5 参加資格・登録資格

本プロポーザルに代表企業枠として参加しようとする者及び市内企業枠として候補者登録を希望する者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成4年御殿場市告示第78号）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団等でない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申し立てを行った者でないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

6 参加条件・登録条件等

- (1) 代表企業枠の参加条件等は次のとおり。

ア 令和3年8月19日までに御殿場市に対し令和2・3年度の一般競争参加資格申請（測量・建設コンサルタント等）を行っている者で、平成23年4月以降に基本設計若しくは実施設計業務が完了し、又は竣工した延床面積1,500㎡以上の公立図書館若しくは1,500㎡以上の図書館機能を含む複合施設（新築に限る。）の基本設計及び実施設計業務の実績があること。

イ 総括責任者及び意匠担当主任技術者は、参加表明書等を提出した者と「直接的な雇用関係（※1）」にあること。

ウ 総括責任者は一級建築士とし、且つ、実務経験年数が5年以上であること。

エ 総括責任者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名であること。総括責任者及び意匠担当主任技術者は、各担当主任技術者を兼任しないこと。

オ 総括責任者及び意匠担当主任技術者を除く専門分野について、協力者（※2）を加えることができる。但し、協力者を加える場合は、次の事項を要件とする。

- ① 協力者が「5 参加資格・登録資格（1）から（6）まで」の要件を満たしていること。
- ② 協力者が参加表明者ではないこと。
- ③ 協力者が他の参加表明者の協力者となっていないこと。

(2) 市内企業枠の登録条件等は次のとおり。

令和3年8月19日までに御殿場市に対し令和2・3年度の一般競争参加資格申請（測量・建設コンサルタント等）を行っている者で、市内に本店又は営業所を有すること。また、静岡県入札参加申請（建築関係建設コンサルタント）を行っているもので、令和3年4月1日時点の静岡県入札参加資格者名簿における総合点数が180点以上であること。

(※1) 「直接的な雇用関係」とは、所属する企業との間に第三者の介在する余地ない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者、派遣社員については該当しないものとする。

(※2) 「協力者」とは、業務を外注（再委託）する場合の事業所のことをいう。

7 スケジュール

(1) 代表企業枠

	内容	日程
審査	プロポーザル実施要領の公告・交付	7月29日（木）
	質疑受付	7月29日（木）～ 8月4日（水） 午後5時
	質疑回答期日	8月13日（金）
	第一次審査書類提出期限	8月19日（木） 午後5時
	第一次審査結果通知及び 第二次審査書類提出要請	9月7日（火）
	第二次審査書類提出期限	11月2日（火） 午後5時
	プレゼンテーション及びヒアリング	11月17日（水） 午前9時
	第二次審査結果通知	11月30日（火）
契約	設計JVの選定及び結成報告	12月15日（水）
	契約	12月24日（金）

(2) 市内企業枠

	内容	日程
登録	プロポーザル実施要領の公告・交付	7月29日（木）
	質疑受付	7月29日（木）～ 8月4日（水） 午後5時
	質疑回答期日	8月13日（金）
	登録申請書提出期限	8月19日（木） 午後5時
	登録結果通知及び 市内企業枠候補者登録	9月7日（火）

	内容	日程
契約	設計 J V 選定結果通知	1 2 月 2 1 日 (火)
	契約	1 2 月 2 4 日 (金)

※プロポーザル方式の実施結果（順位等）については契約終了後、公告及び御殿場市ホームページにて公表する。

※上記スケジュールは、都合により変更となる場合がある。

8 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法

ア 第一次審査（参加資格等審査）

- ① 審査委員会及び事務局は、参加資格等の確認及び第一次審査提出書類について評価基準に基づく評価を行い、代表企業枠参加表明者の中から要綱第8条第2項に掲げる提案資格者を5者程度選定する。
- ② 結果については、「第一次審査結果通知書」により通知する。

イ 第二次審査（技術提案等審査）

- ① 審査委員会及び事務局は、本要領8(1)ア①の提案資格者を対象に、第二次審査提出書類について、評価基準に基づく評価を行い、提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。
- ② 結果については、「御殿場市プロポーザル結果通知書」により通知する。

ウ 審査結果に対する問い合わせ等について

審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けしない。

(2) 評価項目

第一次審査は、ア、イ及びウの評価項目について、第二次審査は、エ、オ及びカの評価項目について評価する。なお、評価の着目点、評価基準及び配点等については、別紙「公募型プロポーザル評価基準」のとおり。

ア 業務実績等

イ 業務遂行能力

ウ 技術提案等実施方針

エ 技術提案内容

オ 概算工事費

カ 設計業務費用

9 審査委員会

本プロポーザルにおける第一次審査の「ウ 技術提案等実施方針」、第二次審査の「エ 技術提案内容」及び総合審査は、審査委員会が審査する。

審査委員は、利害関係のない中立の保持を前提とし、御殿場市プロポーザル審査委員会設置条例第3条第2項に基づき委嘱又は任命された委員とする。

※設計者選定期間中において、参加表明者等が、審査委員又は関係者と本事業に関する接触を求めたときは失格とする。

10 実施要領等の配布

実施要領及び提出書類等は、御殿場市ホームページから入手すること。

※市ホームページアドレスは、「2（5）発注者及び事務局」を参照。

11 第一次審査（参加手続き等）

第一次審査を受けようとする者（参加表明者）は、実施要領等を確認の上、参加表明書等の必要書類を提出場所まで提出すること。

（1）提出書類

提出書類は、以下の一覧のとおり。書類の作成に当たっては、「イ 作成要領」に記載の事項に注意すること。

ア 提出書類一覧

提出書類	様式	部数
御殿場市プロポーザル参加表明書	要綱様式第1号	2
法人等概要書	要領様式第1	2
暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	要領様式第2	2
市税等滞納のないことが分かる証明書（写し可。作成後3か月以内のもの。）	-	2
県税等滞納のないことが分かる証明書（写し可。作成後3か月以内のもの。）	-	2
国税等納税証明書（写し可。作成後3か月以内のもの。）	-	2
技術職員数・資格	要領様式第3	2
事務所の主要業務、同種・類似業務実績	要領様式第4	2
事務所の主要業務の実績（抜粋）	要領様式第5の1 5の2	2

提出書類	様式	部数
事務所の同種・類似業務の実績（抜粋）	要領様式第 6 の 1 6 の 2	2
業務実施体制等	要領様式第 7	2
総括責任者・主任技術者の業務実績（抜粋）	要領様式第 8	2
総括責任者の業務実績（抜粋）	要領様式第 9 の 1	2
意匠担当主任技術者の業務実績（抜粋）	要領様式第 9 の 2	2
技術提案等実施方針	要領様式第 1 0	1 0
設計工程計画	要領様式第 1 1	1 0

イ 作成要領

- ① 要綱様式第 1 号及び要領様式第 1 から第 1 0 の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- ② 要領様式第 1 1 は日本産業規格 A 3 とする。
- ③ 要領様式第 4、第 6 の 1 及び第 6 の 2 の同種業務とは、公立図書館及び公立図書館を含む複合施設とする。また、類似業務とは、国立図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館とする。なお、同種業務の実績を優先して記載すること。
- ④ 要領様式第 1 0 及び第 1 1 は正本 1 部、副本 9 部とする。副本は、黒塗り等により提案資格者社名及び提案資格者が憶測される記載をしないこと。
- ⑤ 要領様式第 1 0 は、次の事項に留意すること。
 - a. 図書館建設に係る技術提案の実施方針や設計業務の進め方、特に重視する設計上（意匠・構造・設備等の各分野）の配慮事項、設計 J V を結成する市内企業との関わり方等を文章で簡潔に記述すること。
 - b. 2 ページを上限とし、片面印刷とする。
 - c. 文字サイズは、1 1 ポイント以上とすること。
 - d. 各ページには、提案資格者社名（正本のみ）、頁数、日付を記載すること。
- ⑥ 書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位に限る。

(2) 提出場所

本要領 2（5）に記載の事務局

(3) 提出方法等

提出場所に持参、又は郵送（期限必着とし、書留郵便に限る。）にて提出

※持参による場合の受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（土日祝日を除く。）

(4) 提出期限

令和 3 年 8 月 1 9 日（木） 午後 5 時

1 2 第二次審査（提案手続き及び提案方法等）

第二次審査を受けようとする者（提案資格者）は、実施要領等を確認の上、提案書等の必要書類を提出場所まで提出すること。

（1）提出書類

提出書類は、以下の一覧のとおり。書類の作成に当たっては、「イ 作成要領」に記載の事項に注意すること。

なお、提案書等は、設計業務における取組方法について提案を求め、設計業務を委託する設計者を選定するための資料である。基本計画及び基本・実施設計業務委託は御殿場市と協議の上、実施することとする。

ア 提出書類一覧

提出書類	様式	部数
提案書	要綱様式第 4 号	2
図書館建設に係る技術提案書	要領様式第 1 2	1 0
設計者概算工事金額	要領様式第 1 3	1 0
設計料見積金額	要領様式第 1 4	1 0

イ 作成要領

- ① 要領様式第 1 2、第 1 3 及び第 1 4 は正本 1 部、副本 9 部とする。副本は、黒塗り等により提案資格者社名及び提案資格者が憶測される記載をしないこと。
- ② 要領様式第 1 2 を除いた様式の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- ③ 書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位に限る。
- ④ 要領様式第 1 2 は、次の事項に留意すること。
 - a. 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
 - b. 視覚的表現（写真、イラスト、イメージ、その他これらに類するもの）は、文章を補完するための必要最低限とし、具体的な建物の設計またはこれらに類する表現をしてはならない。
 - c. 日本産業規格 A 3 横サイズ片面印刷、左肩クリップ留、普通紙を用い、製本はしない。
 - d. 3 ページを上限とする。但し、表紙は含まない。
 - e. 文字サイズは、1 1 ポイント以上とすること。なお、図、表中の文字はこの限りではない。
 - f. 正本には、表紙を設け、提案資格者社名と日付（令和 3 年 1 1 月 1 7 日）を記載すること。なお、表紙は、任意様式とする。
 - g. 各ページには、提案資格者社名（正本のみ）、頁数、日付（令和 3 年 1 1 月 1 7 日）を記載すること。
- ⑤ 要領様式第 1 2 は、以下の項目について必ず提案すること。

- a. コンセプト
- b. 建築計画に対する提案（配置計画、平面計画、立面計画、断面計画、外構計画、ユニバーサルデザイン、図書館情報システム計画、郷土資料展示計画）
- c. 外観、内観デザイン
- d. 構造計画、設備計画に対する提案
- e. ライフサイクルコストの削減、施設の長寿命化に対する提案
- f. 環境配慮に対する提案
- g. 木の利用に対する提案
- h. 事業スケジュール管理に対する提案
- i. 概算工事費と算出根拠、コストコントロールに対する提案

(2) 提出場所

本要領 2（5）に記載の事務局

(3) 提出方法等

提出場所に持参、又は郵送（期限必着とし、書留郵便に限る。）にて提出。

※持参による場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日祝日を除く。）

(4) 提出期限

令和 3 年 11 月 2 日（火）午後 5 時

(5) 二次審査に係る配布資料

ア 資料

建設予定地想定平面図（資料 1）

近隣地質データ（資料 2）

イ 配布方法

御殿場市ホームページにて掲載する。（各社にてダウンロード）

※配布資料については、本プロポーザル以外の使用を禁じ、他の目的での使用が発覚した場合は、本プロポーザルの参加資格を取消とする。

(6) 提案の取消について

次のアからエに該当する場合は、提案を取消とする。

ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。

イ 本要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 提出書類に虚偽の記載があるもの、すでに発表されたものと同ー或いは類似の提案、又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。

1 3 プレゼンテーション及びヒアリング

第二次審査提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和3年11月17日(水)

(2) 実施場所

御殿場市役所 本庁舎3階 会議室(予定)

(3) 説明者等について

説明者は、総括責任者、担当主任技術者等の3名以内とする。なお、原則として代理人及び指定された者以外の者の出席は認めない。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングについて

ア 1者につきそれぞれ30分以内(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度)とする。

イ 非公開とする。

ウ PCは、提案資格者にて持参することとし、主催者準備のプロジェクターに、HDMI接続して行うこと。

(5) その他

ア 説明資料の準備は、5分以内に行うこと。

イ ヒアリングにおいては、設計事務所等の主要業務実績等についても確認することがある。

ウ プレゼンテーションにおいて、あらかじめ提出した提案書等の内容以外の資料、模型等を使用した場合、提出された提案書等は取消とする場合がある。

エ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は失格となる。ただし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

1 4 市内企業枠における候補者登録

本プロポーザルにおいて市内企業枠の候補者登録を希望する者(登録希望者)について、事務局にて登録資格・登録条件等を満たしているか確認を行った上で、市内企業枠候補者として登録する。登録希望者は、実施要領等を確認の上、必要書類を提出場所まで提出すること。

なお、結果については「市内企業枠候補者登録結果通知書」により通知する。

(1) 提出書類

提出書類は、以下の一覧のとおり。書類の作成に当たっては、「イ 作成要領」に記載の事項に注意すること。

ア 提出書類一覧

提出書類	様式	部数
市内企業枠候補者登録申請書	要領様式第16	2

イ 作成要領

要領様式第16の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(2) 提出場所

本要領2(5)に記載の事務局

(3) 提出方法等

提出場所に持参、又は郵送(期限必着とし、書留郵便に限る。)にて提出

※持参による場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(土日祝日を除く。)

(4) 提出期限

令和3年8月19日(木) 午後5時

1.5 本要領等に関する質疑書の提出

(1) 質疑について

質疑については、質疑受付期間中に別途「質疑書(参考様式)」により、下記受付先まで電子メールにより、エクセルデータ形式にて提出すること。これ以外の個別質疑については受け付けしない。

ア 質疑の受け付け先

御殿場市教育委員会社会教育課図書館 担当：青山、杉山

メールアドレス：toshokan@city.gotemba.lg.jp

イ 質疑受付期間

本要領公告・交付後 から 令和3年8月4日(水)午後5時 まで

(2) 回答について

質疑への回答は、令和3年8月13日(金)午後5時までに御殿場市ホームページにて掲載する。

1 6 費用負担

提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション及びヒアリングへの参加等に係る費用は、すべて本プロポーザルに参加する者の負担とする。

1 7 建物の仕様について

建物の仕様については、「御殿場市立図書館等基本計画及び基本・実施設計業務委託特記仕様書」にて定める。

1 8 設計 J V の結成について

第二次審査の結果、最優秀者に選定された提案資格者は「御殿場市プロポーザル結果通知書」の通知日から15日以内に、自らの判断により事務局で登録されている市内企業枠候補者の中から1者以上を選定し、設計 J V を結成し、「設計共同企業体結成報告書」を本要領2(5)の事務局に提出しなければならない。なお、市内企業枠により選定された構成員の出資比率は、10%以上(2者以上を選定した場合は、1者あたり5%以上)とする。

事務局は、上記報告書を受領した時は、遅滞なく「設計共同体選定結果通知書」にて全ての市内企業枠候補者に選定結果を通知することとする。

1 9 契約

当該業務の契約については、御殿場市プロポーザル実施要綱の規定に基づき、本要領18で報告のあった設計 J V と契約を締結する。

2 0 その他留意事項

- (1) 提出書類は返却しない。また、要求した内容の書類以外は受理しない。
- (2) 提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、提出後においては原則として内容の変更を認めない。また、提出書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者とし、御殿場市の了承を得なければならない。

- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とし、指名停止の措置を行う場合がある。なお、契約後に事実関係が判明した場合には、契約を解除する。
- (5) 提出書類は、御殿場市の上承なく、公表、使用してはならない。
- (6) 御殿場市は、選定を行う作業の必要範囲において提出書類を複製することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、御殿場市公文書公開条例（平成7年御殿場市条例第37号）に基づき対応する。